

困ったなあ〜???



第107回市民のための無料生活相談

秘密・厳守

なんでも相談会

2019年10月24日(木)

10時30分~12時

暮らし・住まい

法律相談

職場トラブル

医療・介護

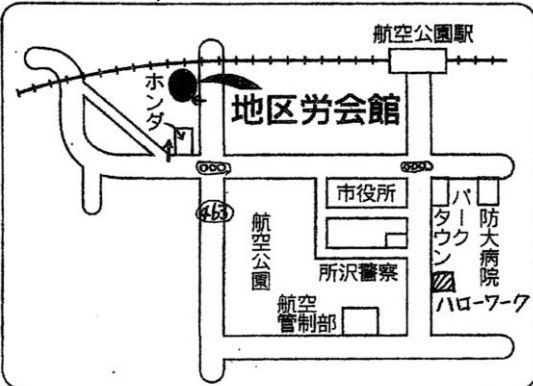
相続・税金

年金

債務整理

その他

相談会場：所沢地区労会館
所沢市西新井町 23-13
☎04-2993-7925



前回こんな相談がありました。

- Q1 事情があって、アパートの賃料を滞納している。仲介不動産会社から、近日中に退去するよう電話があった。どうしたらよいか？
- Q2 約20年前に借入した消費者金融につき、債権譲渡を受けた会社から、借入残額の請求書が届いた。時効が成立しているのでは？
- Q3 父が亡くなって70歳代の母が一人で住んでいる。精神的に不安定になっているが収入が少ないため医療費の支払いも厳しい。どうしたらよいか？
- Q4 アパートを経営している。法人に貸しているが契約に違反して目的外に使用している。契約を解約したいが手続きの手順を教えてください
- Q5 契約金を支払って食品関係のフランチャイズチェーン契約を締結した。体を患って実行できなくなったので契約を解約して契約金の返還を請求したが、取り合ってくれない。どうしたらよいか？

10月以降のなんでも相談会の日程は、次のとおりです。

11/28(木)、12/19(木)10時30分~12時



弁護士や専門のスタッフが、あなたの悩みの相談に応じています。どなたでもお気軽にお出で下さい

●主催：市民なんでも相談所沢実行委員会

【構成団体】所沢地区労働組合協議会（地区労）■自治労連所沢市職員労働組合■大久保賢一法律事務所■西むさし法律事務所■全日本年金者組合所沢支部■埼玉土建所沢支部■所沢社会保障推進協議会■所沢民主商工会■所沢生活と健康を守る会■医療生協さいたま生活協同組合■埼玉西協同病院・所沢診療所・老人保健施設さんとも■新日本婦人の会所沢支部■NPO 法人希望

お問い合わせ先 090-6034-7310 ■所沢生活と健康を守る会